

## 令和8年7月定例教育委員会会議録

○日 時 令和8年7月23日(木) 午後3時00分～午後3時57分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員

教育長 成澤 和則

1番 百瀬 克浩(教育長職務代理者)

2番 佐藤 涼子

3番 中村 公俊

4番 小林 真貴子

○欠席委員

なし

○出席議事説明職員氏名

|                   |       |           |       |
|-------------------|-------|-----------|-------|
| 教育部長              | 白幡 有  | 管理課長      | 石川 聡  |
| 管理課主幹兼教育施設在り方検討室長 | 疋田 昌広 | 学校教育課長    | 秋山 尚志 |
| 学校教育課指導主幹         | 山中 秀人 | 社会教育課長    | 遠藤 直樹 |
| 参事兼藤沢周平記念館長       | 沼沢 紀恵 | 次長兼スポーツ課長 | 阿部 三成 |
| 中央公民館長            | 板垣 誠  | 図書館館長     | 五十嵐恭子 |
| 給食センター所長          | 伊藤 智康 |           |       |

○出席事務局職員氏名

管理課 課長補佐 渡部 久美子

### 【会議次第】

1 開会

2 市民憲章唱和

3 会議録署名委員の指名

4 議事

日程第1 議第23号 令和9年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択について

日程第2 議第24号 令和9年度使用鶴岡市立中学校教科用図書の採択について

日程第3 議第25号 令和9年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

日程第4 議第26号 今後の学校給食のあり方及び新鶴岡市学校給食センター整備基本計画の策定について

5 報告事項

(1) 第2期鶴岡市文化芸術推進基本計画(案)について

(2) その他 ・米飯給食について

開 会(午後3時)

教育長

ただいまから7月の定例教育委員会を開会する。

初めに市民憲章の唱和を行う。本日は、学校教育課指導主幹に先唱願う。

(学校教育課指導主幹が先唱し市民憲章を唱和)

本日の会議録署名委員は、4番委員にお願いする。

日程第1議第23号 令和9年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択についてから、日程第3議第25号 令和9年度使用鶴岡市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択についてまでの3件を一括して議題とする。事務局より説明願う。

学校教育課指導主幹

本議案3件については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、14条の規定により、来年度使用する教科用図書の採択について、教育委員会で議決し、県教育委員会に報告するものである。

初めに、議第23号についてご説明する。小学校の教科用図書については、令和5年度に採択され、令和6年度から令和9年度まで4年間継続使用することとなっており、別紙一覧の通りである。

次に、議第24号についてご説明する。中学校の教科用図書については、令和6年度に採択され、令和7年度から令和10年度まで、4年間継続使用することとなっており、別紙一覧の通りである。

続いて、議第25号についてご説明する。小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、別紙一覧の通りである。これらの教科用図書は特別支援学級の児童生徒の実態に合わせて使用可能な教科用図書を大枠として採用採択、採択された別紙一覧の中から、各学校で適切な教科用図書を使用できるようにするものである。具体的には次の4つの場合がある。1つ目は、先に説明した当該学年使用の教科用図書を使用する。2つ目は他学年の教科用図書を使用する。3つ目は、文部科学省作成の星印の教科用図書を使用する場合、4つめは別添の一般図書を使用する場合である。

教育長

ただいまの議第23号から議第25号までの3件について、一括して質疑を行う。ご質問ご意見はないか。

1番委員

特別支援学級の教科用図書に関して、教科書採択の際、廃版になるものがあると同ったが、今回の図書で昨年度から廃版になったものはないか。

学校教育課指導主幹

教科書供給会社からの情報提供では、現状、廃版になった教科書はないと聞いている。

教育長

他に質問・ご意見はないか。

これより、採決を行う。議第23号『令和9年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択について』から、議第25号『令和9年度使用鶴岡市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について』までの3件について、一括して採決を行う。

ただいまの一括議題3件について賛成の方は挙手を願う。

委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により、日程第1 議第23号から日程第3 議第25号までの3件はいずれも可決された。

次に日程第4 議第26号『今後の学校給食のあり方及び新鶴岡市学校給食センター整備基本計画の策定について』、事務局より説明願う。

学校給食センター所長

議第26号 今後の学校給食のあり方及び新学校給食センター整備基本計画の策定について、説明する。

本計画は、老朽化が進んだ鶴岡センターの改築に際し、将来にわたって安全安心でおいしい給食を提供できるよう、学校給食全体のあり方と、新鶴岡センターの整備方針や計画を取りまとめたものである。

新センター整備に関しては、令和2年度に庁内での検討が始まり、令和4年度に基本構想を策定した。令和6年度にはPFI導入可能性調査を行い、整備基本計画案まで作成したが、運営手法の検討や市民参画が不十分とされ、基本計画の策定を見送ることとなった。

そのため、令和7年度に改めて整理検討を行い、このたびパブリックコメントに対する回答を行い、必要な修正を加え、本定例教育委員会にお諮りするものである。

本計画は、教育委員会の新たなセンターの方針として作成するもので、今後の予算の確保や事業用地の取得、事業者選定などの基本的な考え方となるものである。

なお、建設地に関しては、適切な時期に改めて定例教育委員会の場で審議いただく。

改めて計画の概要を説明する。計画は大きく分けると、第1章 鶴岡市の給食全体の現状と課題、今後の方向性等、第2章 新センターの整備の2章立てとなっている。

今後の方向性については、1点目として、センター配置と提供エリアで、現在5つのセンターで運営しているものを新鶴岡、藤島、温海の3センター体制に集約し、全体の規模を適正化するとともに、維持管理コストを平準化することとしている。2点目として、炊飯業務の内製化である。新鶴岡、温海センターに炊飯設備を整備し、炊きたてのご飯の提供を可能とするとともに、郷土の食材を使用したご飯メニューの充実を図る。3点目として、新鶴岡センターの調理運営体制である。長期的なコストの有利性を考慮し、調理業務は委託方式で運営することとしているが、献立作成、食材調達検収、食育指導などはこれまで通り直営で行う。4点目として、食物アレルギー対応である。卵・乳の2品目をレベル4の代替食で対応し、偶発的なアレルゲン物質の混入防止のため、アレルギー対応の専用調理室を整備する。5点目として、本市の特徴を生かした給食提供と食農教育、食育の推進である。地産地消、学校給食発祥の地、ユネスコ食文化創造都市といった食文化を生かした献立の作成や、栽培から喫食までの体験学習の計画により、郷土愛の醸成と食文化の継承を図る。

続いて、第2章の新鶴岡センターの整備についてである。建設地については、適切で効率的な配送、土地利用規制、まとまった敷地の確保等が可能な現鶴岡センターを中心とした西部周辺エリアを建設エリアとして選定し、その中から接道やインフラ整備の情報、事業費の適正化等を比較した結果、大山工業団地を建設地として選定しているところである。

事業手法については、定量的評価、定性的評価に加え、民間事業者へのヒアリングを行った結果、DBO方式を採用する。定量的評価では、PFI方式が最も財政縮減効果が高い結果となったが、定性的評価では、DBO方式が給食の質を担保しつつ、事業の効率化を図れること、またヒアリングにおいて、PFI方式への懸念が参入障壁となっていることが確認された。DBO方式は、市が資金調達するものであるが、長期的な事業実施により財政縮減効果を期待できるものである。

次に今後のスケジュールである。概要版のスケジュール概要をご確認いただきたい。

本日計画の議決後、事業者募集関係の手続きに入りたいと考えている。具体的には、事業者へ要求する水準を要求水準書としてまとめ、事業者選定に係る説明や契約の支援をするためのアドバイザー業務に係る予算を確保していく。今年度中に、その要求水準書をまとめ上げ、来年度早々に事業者選定に入りたいと考えている。その後、令和10年度からは基本実施設計、工事に3年ほどかけ、令和13年度中には供用を開始したいと考える。

教育長                      ただいまの議第26号についてご質問ご意見はないか。

1番委員                      計画案6ページ、学校給食衛生管理基準への対応状況について、現時点で藤島センター以外の4つの学校給食センターで同基準を満たしていない部分とは、どういう部分が基準を満たしていないのか。満たしていない部分を調理動線や温度管理で、その基準を満たす状況にし、近づけてるのかと読めるが、それで基準を満たした状態になっているのか。動線や温度管理でその基準を満たすことができるという捉え方になるか。

10ページから11ページ、調理運営主体のあり方について、パブコメにもあるが現在直営の調理員の処遇について、説明があってもいいかと思うがいかがか。

教育長                      それでは今2つ出されたので、それについて回答願う。

学校給食センター所長                      初めに、学校給食衛生管理基準については、10年以上前に改正された基準で、藤島センター以外の4つの施設は、改正前に設置されている。新しい施設であれば、例えば食材が搬入してきた後に下処理する部屋と調理する部屋を完全に分け、汚染の混入をできる限り少なくするというような施設になっている。現在の給食センターは、そういう分離がなされていないが、下処理と調理作業ができる限り交差しないような動線を工夫して、基準を満たしているとまでは言えないが、汚染混入のリスクを下げている状況である。

続いて、給食センターの調理員については、市の技能士として採用している。技能士の職務としては、学校の技能職員や保育園の調理員、運転業務があり、そういった職場への異動で対応する予定である。

教育長                      ただいまの2つの回答について、よろしいか。  
それでは、他にご質問ご意見はないか。

1 番委員

第1章 4学校給食における食物アレルギー対応(3)食物アレルギー対応の方向性について、新センター設置後、アレルギー対応食は新センターで調理して運ぶような形になるが、搬送時間の基準は問題ないか。

次に、第2章 4主要な設備(2)食物アレルギー対応専用調理室の記載について、「卵・乳の2品目についてレベル4の対応を行い、全ての児童生徒に対しては安全・安心な学校給食の提供を目指す」とあるが、学校給食で全てのアレルギーに対応していくことは難しいと以前伺ったが、この部分の表現はこのままでよいのか。

続いて、(3)地産地消を進めるための設備で、項の2行目に「大型保冷库等」とあるが、18ページには「保冷库、予冷库等」と記載されているので、文言を合わせたほうがよいと思うがいかがか。

(6)その他導入機能として、防災機能設備というような災害対応や備蓄機能を附帯するしないも含めて検討してはいかがか。

最後に質問が1つある。施設の長寿命化対策では、施設等の築後30年で大規模改修という方針であるが、5年後には藤島と温海が築30年を迎える。計画には「必要な修繕を行い継続して運用する。」とあるが、3センターを機能していくためには、新設以外の2センターについては、そういう視点で整備する必要があると思うがいかがか。

教育長

それでは、質問を整理させていただく。3センター等の輸送の時間とアレルギー対応の表現、予冷库・保冷库、防災機能、大規模改修の件で、回答よろしいか。

学校給食センター所長

1点目のアレルギー食の搬送について、基本的に通常の副食と同じトラックで運ぶことになる。配送時間に関するシミュレーションを行い、時間内に届けることができる。ただし、温海センターのアレルギー対応食は、新鶴岡センターで作り搬送するが、鼠ヶ関だけが若干搬送時間が超えてしまうので、必要な際は直行便を設けて、出来る限り対応したいと考えている。

続いて、23ページの「全ての児童生徒」という表現について、アレルギー対応でない子も含めて全ての児童生徒に安全安心なものを届けていきたいという表現であって、アレルギー食に係る「全て」ということではない。複数の捉え方ができそうな表現でもあるので、そこをどうするか考えていく。

次に、(3)地産地消の「大型保冷库等」と18ページにある「保冷库・予冷库」の表現については、表現の揺れがあるが、まだ具体的に決めているものではないので、文言を合わせたいと考えている。

24ページと25ページに関する防災機能については、様々な事例がある。1つの例としては、大型の釜を1つだけプロパンガス仕様にして、外に持ち出せるようにしているというような例や、備蓄庫を準備して、そこに食材を若干保存しておくというようなところもある。

防災機能については、今後、要求水準の整理の中で検討し民間からの提案を受けることとなる。

担当者の私見であるが、一センターが機能しなくなるような災害が起こったときには、恐らく、鶴岡市全体が大規模災害に見舞われていて、全センターが被害を受けていることが想定される。そういった際、給食センターを稼働できるようにするかの判断については、病院や消防のような建物自体が免震構造にするとといったことまでは必要ないと考えているが、どのレベルまで防災機能を求めていくかを整理したいと考えている。

最後に、他の施設の大規模改修の30年については、30年経過すると、機械設備も老朽化しており、今も故障が出ている。例えば藤島センターは、新センターができる5年後から更に運用することとなり、藤島センターの改修は必要と思われるが、今後の検討となる。

教育長                      それでは、整理させていただく。

アレルギー対応の記載の「全ての児童生徒に対して安全・安心な学校給食の提供を目指す」という表現については、レベル4が一番高い水準になるので、まずは卵と乳の2品目から始めて、目指していくという捉え方でよいか。

1番委員                      レベル2は、弁当持参で、それは学校給食ではないと感じる。一方、全て学校給食で、対応を目指すというのであれば、個別のアレルギー対応まで行わないと、全員に対応できない。そういったことは不可能だと思うがいかがか。

教育長                      この「全ての」という表現は、1番委員からの指摘の通り、弁当対応は当然出てくると思われるので、全て給食対応は難しいという捉え方でよいか。

学校給食センター所長                      そのとおり。

教育長                      この「全ての児童生徒に対し」を削除でよろしいか。

学校給食センター所長                      「全ての児童生徒に対して安全安心な学校給食の提供を目指します」というのは、アレルギー以外のことも含んでいるので、ここは削除し、「レベル4の対応（代替食対応）を行います」に、修正をさせていただきたい。

教育長                      それでは、今の答弁のように、「全ての児童生徒に対し、安全安心な学校給食の提供を目指す」を削除し、「レベル4の対応（代替食対応）を行います」と、修正をさせていただく。

続いて、予冷库保冷库の件であるが、どちらかの文言に統一でよろしいか。

学校給食センター所長                      「予冷库、保冷库等」に統一し修正したい。

- 教育長                    それでは、「予冷库、保冷库等」と修正する。
- 続いて、防災の方は、計画に盛り込むのではなくて、これから要求水準として考えていくという考え方でよろしいか。また、30年を超えたセンターについての改修は今後の検討だということではよろしいか。
- それでは、他にご質問ご意見ないか。
- よろしいか。
- 2番委員                    参考までに伺うが、8月に米沢市の給食センターの視察を予定している。この視察が、今回提示された計画に影響を与えることはないという理解でよいか。
- 学校給食センター所長    今回の計画において、8月の視察に関する事項を特に反映する予定はない。
- 教育長                    他にないか。
- それでは採決を行う。議第26号 今後の学校給食のあり方及び新鶴岡市学校給食センター整備基本計画の策定について、賛成の方は挙手願う。
- 各委員                    （全員挙手）
- 教育長                    全員挙手により可決された。
- 予定された議事は以上である。
- 次に報告事項に入る。
- 報告事項（1）、第2期鶴岡市文化芸術推進基本計画（案）について、事務局より説明を願う。
- 社会教育課長              第2期鶴岡市文化芸術推進基本計画案について報告する。
- この計画の策定については、今年2月の定例教育委員会において進捗状況を一度報告している。
- 先週、第2回文化芸術推進委員会を開催し、その結果の修正点について、今委員の皆様を確認しているところである。若干の修正も含め、編集上の箇所はあるが、まず大筋のところ計画案をまとめたので、本日ご報告するものである。最初に資料1であるが、こちらは前回2月に説明しているので詳細は割愛するが、資料左側に市の他の計画や国・県の計画との関わりの図を入れ込んであるので、計画の位置付けを把握していただければと思う。続いて、「3. 策定体制（推進体制）」については、該当する推進体制のイメージ図を今回の資料に盛り込んでいる。
- 「4. スケジュール」についてであるが、前回お示ししたもののより策定期間が延びている。文化芸術推進委員会の開催については、前回は「今年度1回開催して完成させる」というスケジュールを示したが、計画内容をじっくりと吟味してもらうため、委員会を2回開催することにした。その関係もあり、策定期間を若干延ばしたく、皆様のご理解をお願いする。今後、パブリックコメントを実施した上で、10月の教育委員会に改めて提案する予定であるので、ご了承いただきたい。

策定にあたっては、昨年度より公募委員等による文化芸術推進委員会を4回開催し検討を重ねてきた。委員会でのご意見を受け、第1期計画の大きな枠組みや内容は継承し、社会情勢の変化等に応じた部分的な見直しにとどめることとした。また、変更のない箇所についても、区分の仕方など分かりやすいよう整理を行っている。2月の際、説明申し上げたが、第2期計画では、4つの重点施策を設けて、実情に合わせた推進を図ることとしている。

第1期計画と第2期計画の体系図を比較すると、右側の網掛け部分が今回の見直し箇所である。今回の改定では、文言や表現の修正、方針内での並び替えなどを行った。「大枠は変更しない」という従来の見直し方針に沿って策定を進めてきたが、修正箇所のみを抽出して見ると、一見して大幅な見直しが行われたかのような印象を与える構成となっている。しかし、全体的な内容は大きく変わらず、表現方法や、分野分類の整理の仕方等をブラッシュアップしたものとなっている。

また、第2期の枠組みの一番下に、すべての方針において情報発信の強化を図ると追記している。第1期では、具体的な取り組みの随所に、この情報発信についての記載があり、それを整理する意味と、市民アンケートの中でも情報が届かないという声もあり、強調する意味からも、全体像の方に代表的に記載したものである。

第2期において、将来像の一番大きいところの左側の文言については、変更はない。基本方針については、委員の皆様の意見により、施策の内容に沿った意味合いを持たせるため書きぶりを少し修正している。また、基本方針1の一番上の囲みになるが、伝統文化や食文化などの無形の文化資源と、建造物などの有形の文化資源という分類の仕方のほうがわかりやすいという意見があり、整理し直したものである。加えて、第1期では基本方針3にあった子どもたちや、障害者、高齢者の文化芸術活動について、第2期ではその意味合いから基本方針2に入れ替えをしている。さらに、「子ども」という表現だと高校生や学生等が入っていないと読み取られてしまうという意見があり、若者（子どもから青少年）の体験機会の充実とし、これを重点施策とした。

基本方針3の一番下段の囲みであるが、こちらは伝統芸能や芸術文化、文化財などの資源を観光や交流に活かすことで、地域に好循環をもたらすという観点で整理をし直したものである。

続いて、資料2計画案をご覧いただきたい。策定の趣旨には、令和3年に策定した第1期計画の期間中は新型コロナウイルスの影響により、文化芸術活動が大きく停滞していた時期である。ただ一方で、文化芸術が私たちの人生に潤いを与え、生きる喜びを感じさせる力があることを再認識する機会にもなったのではないかと考えている。こうした状況や、第1期の成果と課題を踏まえ、本市の文化芸術の振興を観光や福祉、まちづくり等の分野を含む総合的な政策として展開し、心豊かな鶴岡の未来を開くということを目的として、第2期計画を策定する趣旨を掲載している。

本市の強みと課題には、今回市民アンケートや、有識者からの意見をもとに、本市の強みと課題を整理している。本市の強みとしては、庄内藩致道館から続く自学自習や学びを大切にする気風、市民が手がける鶴岡市芸術祭に代表される活発な市民活動、そしてユネスコ食文化創造都市に認定されている豊かな食文化などが挙げられる。一方、課題としては、文化芸術団体や民俗芸能における高齢化と担い手



不足、そして若年層へのアプローチや子供たちの体験機会の充実が課題だということが浮き彫りにもなっている。

これらの強みや課題を踏まえ、具体的な施策や取組み一覧を載せている。「基本方針1. 歴史や伝統的な文化芸術の保存・継承と活用に努める」では、ここでの重点施策として民俗芸能や伝統行事の保存・継承を掲げている。デジタルアーカイブや、昨年度から新たに取り組んでいる道具類の修理相談会など、そういったものを進めるほか、教育の観点からは、子ども論語素読教室や大黒様のお歳夜といった行事食、郷土食の学校給食での提供、また新たに日本酒文化の支援を盛り込み、学びの文化や食文化を次世代へ築いていく内容としている。

基本方針2については、「多様な文化芸術をみんなで育み、その発展を目指す」であるが、「子どもから青少年までの体験機会の充実」を重点施策として位置づけている。プロのアーティスト等が学校などに出向くアウトリーチ事業、こども文化クラブの継続や、近年からの中学校の部活の地域展開の受け皿となる運営団体への支援など、学校や地域と連携した体験機会の充実を推進していきたいという内容となっている。

基本方針2では、もう一つ「文化芸術を通じた高齢者等の心身の健康と社会参加の促進」を重点施策としている。文化芸術に触れる、体験する、学ぶことにより、高齢者の心身の健康や交流、また外出のきっかけとなるように、取り組みの充実に努めていきたいと思う。コロナ禍の影響もあって、高齢者向けのアウトリーチ事業の取り組みが今までなかなかできなかった部分もあるので、今後は実現できるように推進していきたいと考えている。

基本方針3「文化芸術の力で活力ある地域社会をつくる」になるが、「観光への活用による継承環境の醸成と地域活性化の推進」を重点施策としている。芸術文化や伝統芸能、文化財などの資源を観光や交流に生かすことで、財源の獲得や継承への動機づけ、関係人口の拡大、ひいてはそれらにより地域の活性化が図られ、観光部門とお互いに好循環をもたらすということで、教育委員会部門や商工観光部門、また民間企業等との連携強化、事業の充実を図っていきたいという内容でまとめている。

第2次本市総合計画におけるKPIの数値を掲載しているが、これは第1期計画と同様である。一方で、第2期の本計画における独自の指標も掲げており、基本方針ごとに1つから3つの指標を設定している。なお、これら指標の設定にあたっては、委員から「人口減少や子どもの数の減少を踏まえ、地域の実情に合った数値とすべき」との意見があった。さらに「芸術文化等により市民が心豊かな暮らしを送ることが真の目的であり、その手段にあたる数値は『目標』ではなく『指標』という表現が適切ではないか」との指摘もあった。そのため今期計画では、「指標」という言葉を採用し、いわば目標値にあたる数値を「指標」として表現している。

以上、大変かいつまんだ説明で恐縮である。また、当日配布となっているため、今初めて見られたと思うので、後ほどご覧いただき、お気づきの点などがあれば、ぜひ後日でも結構であるので、ご意見、ご質問などをいただけるとありがたいと思う。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの報告にご質問ご意見はないか。

社会教育課長からの説明の通り、お気づきの点や意見があれば、8月の定例教育委員会の際に発言されたい。

続いて、報告事項(2)その他、給食センターより米飯給食について、説明を願う。

学校給食センター所長

学校給食における米飯提供の関係であるが、昨年度末にこれまでの米飯提供事業者が廃業になったことに伴い、鶴岡地域を中心に米飯の提供回数を減らし、米飯とパンを交互に提供するなどの代替対応をとってきた。この度、2学期から本来の米飯提供に戻す体制が整ったため、昨日、7月17日付で関係する地域の学校の校長、および保護者向けに案内を発出している。

なお、今回の事業者廃業による影響があった地域については、鶴岡、羽黒、櫛引、温海の4地域である。今後の対応として、温海地域については、温海センターに新たな炊飯機器を導入し、センターで米飯の提供を行う。その他の3地域については、新たに民間の事業者へ炊飯・配送の委託を行なったので、2学期からは、その事業者から提供される。

教育長

まずは2学期から元の通りの給食炊飯、ご飯の提供ができるということになる。

それではよろしいか。

報告事項は以上だが、事務局から他に何かあるか。

委員の皆様から何かあるか。

それでは、これをもって7月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 (午後3時57分)